

- 前住所地の市役所（町村役場）が発行した転出証明書
- ※次のものをお持ちになつてい
る方は、ご提示ください。
- 国民年金手帳
- 介護保険受給資格証明書
- 障害者手帳

【転居】

町内で住所を移すときは、引越しをしてから14日以内に届出をしてください。

※次のものをお持ちの方は、ご提示ください。

- 国民健康保険被保険者証
- 国民年金手帳
- 介護保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
- 障害者手帳
- 住民基本台帳カード

○届出窓口・お問い合わせ

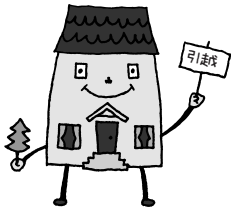
本庁 住民課 住基戸籍係

☎ 43-2800 (直通)

佐賀支所 地域住民課

総合窓口第2係

☎ 55-3701 (直通)



**固定資産縦覧帳簿の縦覧が
できます**

固定資産税の納税者の方は、固定資産縦覧帳簿を縦覧し、自己の土地・家屋の価格（評価額）について、町内の他の土地・家屋と比較することができます。

◆固定資産縦覧帳簿に記載されている内容

「土地について」
住所・地番・地目・地積・評価額（所有者の記載はなし）

「家屋について」
住所・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額・構築年（所有者の記載はなし）

◆縦覧の目的
他の方が所有する土地や家屋の評価額と比較して、評価額が適正であるかどうかの確認を行う。

◆縦覧の対象者
町内に所在する土地および家屋の納税者（代理人を含む）

- ◆縦覧の時に必要なもの
- 納税者本人：印鑑
- 代理人：代理人の印鑑と委任状または依頼者の印鑑

◆縦覧の期間

4月1日(金)から
5月31日(火)まで

※土・日、祝日は縦覧できません。

※同時に課税台帳の閲覧もできません。

◆閲覧の対象者

- 納税義務者本人
- 借地人、借家人、その他収益の権利などを有する方（契約書など権利関係を示す書面が必要です）

◆閲覧の時に必要なもの

- 納税義務者本人：印鑑
- 代理人：代理人の印鑑と委任状または依頼者の印鑑

○お問い合わせ・縦覧場所

本庁 税務課

☎ 43-2816 (直通)

佐賀支所 地域住民課

☎ 55-3113 (直通)

都市再生整備計画事業(佐賀地区)事後評価結果の公表

黒潮町では、佐賀地区において平成18年度から平成22年度にかけて「都市再生整備計画事業」

を活用したまちづくりを進めてきました。

今年度は事業の最終年度となり、事業評価委員会などの審議を経て、このほど評価結果がまとまりましたので、次の方法により公表いたします。

【公表方法】

黒潮町ホームページ（表紙下段参照）または佐賀支所建設課窓口（土・日曜日、祝日を除く）での閲覧

【公表開始日】 3月1日(火)

○お問い合わせ

佐賀支所 建設課 まちづくり係

☎ 55-3700 (直通)

合併浄化槽設置補助金(USN)

黒潮町では、生活排水による公共用水域の水質汚染の防止と快適な生活環境の創造を図るため、平成23年度中に合併浄化槽を設置しようとする方に対して、予算の範囲内（予算到達時点で終了）で補助金を交付しています。

なお、補助金の交付を受けようとする方は、あらかじめ補助金交付申請を行い、その内容審